

「軍郡」補遺——「軍郡事」の検討を中心に——

小尾 孝夫

はじめに

前稿「義熙土断における劉裕の政治的意圖——僑豫州および僑淮南郡の實土化をめぐる——」においては、當時の「軍郡」なる語句の検討を手がかりにして、義熙土断の實施状況を廣い地域から分析し、それを行政區分の整理の影響を直接受ける州鎮との関わりから考察することで、この施策實施の背後にある劉裕（後の宋武帝）の政治的意圖について考究した。

そこでは、まず「軍郡」が無實土の僑郡をあらわす語句であったことを指摘したうえで、丹陽郡域に関わって現れる「軍郡」の事例が義熙土断を境に確認し得なくなることから、この原因について分析を加えた。その際、とくに于湖を中心とした丹陽郡域と關係する豫州督將の勢力圏における義熙土断の實施状況を詳しく考察した。その結果、この時、僑豫州および丹陽郡域に僑在した僑淮南郡が完全に實土化したことを再確認したうえで、その前後の豫州督將の督軍権域の分析から、義熙土断が、豫州州鎮にとっては力量の大幅な削減策と見なし得ることを明らかにした。さらに、ここ

に舊來の州鎮を抑制する形で改編せんとする義熙土斷實施の背後にある劉裕の政治的意圖を確認するとともに、劉裕が推進する、東晉的體制から、州鎮の力を抑え中央の軍事力量を強化するという南朝的國軍體制への改編の一端をも明瞭にしたのである。^①

このように、前稿では、義熙土斷における劉裕の政治的意圖を、「軍郡」なる語句の分析を端緒に論じた譯であるが、その際、「軍郡」については、主として人物の官歴記載に登場する「軍郡如故」「復前軍郡」の事例を中心に分析した。實は、史乘に散見する「軍郡」には、いま一つの事例があり、前稿では、上記の官歴記載に見られるそれとは若干性格を異にする部分もあるため、併せて論じなかったが、それもまた、官職記載の際に現れるもので、都督以下の統軍權域記載の内に散見する。それは大抵「都督（督）…諸軍、郡事」「督…軍、郡事」などと登場する（以下、「軍郡事」と稱す）。本稿では、このいま一つの「軍郡」の事例である「軍郡事」をとくに取りあげて検討することにより、今後の「軍郡」およびその關係の研究に備えることにしたい。また、本考究を通して、改めて「軍郡」と義熙土斷との關わりについても考えてみたいと思う。

一、「宋書」長沙王道憐傳および檀祗傳に見える「軍郡事」

つとに「軍郡」を分析した坂元義種氏もその用例として扱っていないように、^②「軍郡」の事例のなかで、これまで注目されなかったものに、都督以下の統軍權域記載内に散見する「軍郡事」がある。かかる事例は、主に『宋書』のなかで確認し得、いままで記載上のミスとして扱われることが多かった。しかし、これら「軍郡事」の周邊について丹念に精査していくと、やはりある共通した特徴に気がつく。

本章では、長沙王劉道憐傳に見える「軍郡事」についてまず検討を加えてみたいと思う。『宋書』卷五一長沙王道憐傳の該當部分の箇所1を掲げてみよう。

1、(義熙)八年、高祖伐劉毅、徵爲都督兗青二州(揚州之) 晉陵京口淮南諸郡軍事、兗青州刺史、(校勘記)(使)持節・(左)將軍・(義昌)太守如故、還鎮京口。(傍點・筆者)

2、〔校勘記〕徵爲都督兗青二州晉陵京口淮南諸郡軍事兗青州刺史「諸郡軍事」各本竝作「諸軍郡事」、張元濟校勘記云、「當作諸郡軍事、各本竝譌。」按張校是、今乙正。又「兗青州刺史」、孫彪宋書考論云、「此青字涉上文衍。是年青州刺史命檀祗。」

1の列傳本文は、義熙八年(四二二)に、劉裕の次弟である劉道憐が北府督將となつた際の記述である。併せて附した2の中華書局本(一九七四年版)校勘記によれば、當該箇所は、もともと参考にした各版本では、都督以下の督軍權域の部分は、「兗青二州晉陵京口淮南諸郡事」となっていたが、張元濟百衲本校勘記の「まさに諸郡軍事とすべきである。各本はいずれも誤りである」との指摘に従い、「諸郡軍事」に改めたという。

通常、北府の督將は、『晉書』などに徵すると「徐兗青三州揚州之晉陵諸軍事」などと統軍權が表示されるのが一般的であり、ここでも「諸軍事」と記してくれていると非常に理解しやすい。しかし、實際はそうは記されておらず、讀み手を困惑させる。かりに張元濟の言うように「諸郡軍事」だと、「以上の諸郡の軍事」を都督するということになる。ただその際、京口は郡名ではなく都市名であることから、「晉陵京口」の箇所が讀み切れなくなりはいまいか。そうで

あれば、長きにわたって「諸軍郡事」と記されてきた要因についても一考してみる必要があるように思われる。本章では、かかる観点から、当該箇所が「諸軍郡事」であったと考えて、検討を行っていきたい。

さて、この時の北府督將である劉道憐の都督權域について確認してみると、その區域は「兗州青州の二州そして揚州の晉陵京口・淮南」（の諸軍郡の事）ということになる。『兗青二州』という部分については、義熙六年に南燕を滅ぼし、舊青州の全域および舊兗州の一部分を恢復したばかりである實情、さらには史料上に「徵爲…」、「還鎮京口」とはつきりである事實からも、この義熙八年段階で劉道憐の都督權域内に見られる「兗青二州」が、もともとの舊州などではなく、晉陵郡域上と廣陵郡域上に僑在した僑兗州と僑青州を主として指していたこと、端的に言えば、その二州下の僑民を主要な統軍對象としていたことが想定されるのである。また、兗州刺史（『宋書考論』の指摘に従い、兗州刺史のみ言及）もこの僑州の刺史たることを主として指していることはまず間違いないものと思われる。

さらに、揚州の晉陵郡は實郡ではあるが、その郡域上には、徐州、冀州、青州、兗州などの僑州下の僑郡が多く無實土の状態で僑在していた。⁵この點、先述の都督權域記載内の「兗青二州」ともある程度對應する形になっている。

なお、京口について言えば、郡名ではないが、北府の根據地であると同時に、この時期、當地には、冀州樂陵郡、青州平昌郡、同高密郡、徐州東海郡などの無實土僑郡が寄治した重要地であり、やはり無實土の僑郡と深く關係している要所なのである。

加えて、淮南郡も、前稿ですでに確認した如く、永嘉以降の動亂を避け、長江を渡った舊淮南郡民のために于湖を中心とした丹陽郡域に僑置され、義熙九年の土斷時まで無實土の状態にあった僑郡であったのである。⁶

他方で、彼が同時に兼任する太守も注目に値するので、ここで一瞥しておこう。この太守となった義昌郡については、史乘にほとんど見られず、その詳細については詳らかにし得ないが、『宋書』卷五一長沙王道憐傳のこれ以前の記述に、

3、(義熙)四年、代諸葛長民爲并州刺史・義昌太守、(龍驤)將軍・(南彭城)內史如故、猶戍石頭。時鮮卑侵逼、自彭城以南、民皆保聚、山陽・淮陰諸戍、竝不復立。道憐請據彭城、以漸修創、朝議以彭城縣遠、使鎮山陽。進號征虜將軍・督淮北軍、郡事・北東海太守、并州刺史・義昌太守如故。(傍點・傍線・筆者)

とあつて、さらに『宋書』卷五一臨川王道規傳にも、

4、進平京邑、(桓)玄敗走、晉大將軍武陵王遵承制、以道規爲振武將軍・義昌太守。…(中略)…進號輔國將軍・督淮北諸軍事・并州刺史、義昌太守如故。(傍線・筆者)

とある。當該太守については、義熙年間の上記の史料に現れるものしか確認し得ない。その際、并州刺史と兼任される場合が多いことから、舊并州と關わりのある僑民によつて構成された僑郡であつたとも推測される。この并州は廣陵郡域上と晉陵郡域上に僑在した無實土の僑州である。⁽⁸⁾ 3の劉道憐傳からは、道憐が、義熙四年に、并州刺史・義昌太守となり石頭城の守備役にあたつたことを知り得るが、このことは重要である。なぜならば、『宋書』に徴すると、建康で在職しながら、兼任し得る僑郡の太守は、長江以南の建康周邊ないしは晉陵郡域上に僑在の無實土僑郡のそれに限られるからである。⁽⁹⁾ 現にこの時も、晉陵郡域上に僑置されていた無實土の僑彭城の内史をも担当している。このことから、義昌郡もまた建康周邊もしくは晉陵郡域上に僑在した無實土の僑郡と推定されるのである。⁽¹⁰⁾ 後に道憐は山陽へ出鎮しながらも、なお并州刺史と義昌太守を帯びているが、こうしたそれまでの無實土僑郡の太守を帯びたまま出鎮したり征討に出るケースはまれに散見する。例えば、『宋書』卷七七沈慶之傳には、

還京師、復爲廣陵王誕北中郎中兵參軍、加建威將軍・南濟陰太守。雍州蠻又爲寇、慶之以將軍・太守復與隨王誕入沔。

とあり、宋文帝の時代、沈慶之（吳興武康）は南徐州刺史廣陵王誕（文帝第六子、後に隨王）の北中郎中兵參軍・建威將軍・南濟陰太守に就任した。南濟陰郡は、當時、南徐州下の屬郡で晉陵郡域に僑在した無實土僑郡であり、慶之はその太守であつたが、雍州蠻討伐のため、建威將軍と南濟陰太守を帯びたまま誕とともに出撃している。

すなわち、この劉道憐が有する都督權域および刺史・太守が、いずれも無實土の僑州郡、よりの確に言えば、當時僑民を把握する際、重要な單位となつた僑郡と密接に關わつており、彼の軍事管轄區域が主としてその實域を有しない僑郡、ないし、それらによつて構成される僑州に依據して編成されていたことが判明するのである。そしてこのことが、もともと『宋書』各版本の劉道憐傳の當該箇所が、「諸軍郡事」と記述されていた要因であつたかに推察されるのである。

ちなみに、長沙王道憐傳には、3の箇所にも「軍郡事」が見られる。當時、北魏と南燕の壓力を受け淮水沿いの山陽・淮陰の諸戍はすでに持ちこたえられない情勢下にあつた。そうした北邊情勢の立て直しを圖るために、道憐は自身が彭城に出鎮することを願ひ出るが、朝議の意見に従ひ、淮水沿いの山陽に鎮守することになる。この時の肩書きが、「征虜將軍・督淮北軍郡事・北東海太守、并州刺史・義昌太守」である。一見してわかるように、舊東海郡（北東海郡）を内包する淮北地域は鮮卑勢力との紛争地帯にあり、通常の統治を行えるはずはなく、督淮北諸軍郡事および北東海太守は、今後の討伐を想定した、東海郡など北方からの流寓集團、そして當該史料に「自彭城以南、民皆保聚」などに見えるような淮北地域に點在した自衛集團ないし流民集團を統軍對象として強く意識した肩書きとこそ理解し得るように思われる。ここでの「軍郡事」も、そうした無實土僑郡をはじめとした流寓集團に依據した軍事體制の實態を色濃く反映

した表現であつたと想定されるのである。

ところで、次の『宋書』檀祗傳の事例は、この劉道憐の1のそのの督軍權域とも關わるので、ここで併せて見ておきたい。『宋書』卷四七檀祗傳に、

5、(義熙)八年、遷右衛將軍、出爲輔國將軍・宣城内史、卽本號督江北淮南軍、郡事・青州刺史・廣陵相。進號征虜將軍、加節。(傍點・筆者)

とある。2の史料内の『宋書考論』は、檀祗(高平金郷)が當時青州刺史であるので、劉道憐は兗青州刺史ではなく、兗州刺史であると指摘しているが、その依據史料でもある。義熙八年に、右衛將軍より、輔國將軍・宣城内史に就任した後、督江北淮南軍郡事・輔國將軍・青州刺史・廣陵相に任じられ、その後、征虜將軍に進號し、節を加えられている。この時、京口には北府督將である劉道憐が鎮守し、長江を挟んだ對岸の廣陵には檀祗が出鎮したのであろう。檀祗は、北府督將劉道憐の都督「兗青二州」下にあつたものと考えられる。では、その肩書きについて見てみよう。青州刺史は、先に確認した如く、廣陵郡域上と晉陵郡域上に僑在した僑青州をその統治の主たる對象とする。廣陵相は、廣陵郡の相である。

では、「督江北淮南軍郡事」の「江北淮南」はどうであろうか。當該地域は、實郡の舊廣陵郡および舊臨淮郡の淮水以南、そして舊堂邑郡の領域にほぼあたる。廣陵郡について言えば、統軍域に組み込まれていないように、當時淮北の舊廣陵郡域を實質的に支配し得ていたかは甚だ疑わしい状態にあり、そのうえ淮南の廣陵郡域には膨大な數の流民が流入するとともに、舊郡民は多く江南に移住するなど、實郡とは言えとも常態とは言えない状況にあつた。¹² こうした實

督軍を背景に、督軍域は「督廣陵」などではなく、「督江北淮南」とされたのであろう。當該地域には、南燕討伐後に南下してくる新たな流民集團があったことが想定される外、現に橋東平、橋平原、橋齊、橋濟岷、橋雁門、橋遼西、橋沛郡などの無實土の橋郡がすでに橋置されていた¹³⁾。また、廣陵郡の西に位置する舊堂邑郡の堂邑には橋秦郡も寄居していた。この「督江北淮南軍郡事」は、そうした江北淮南域に存した無實土の橋郡に代表される流寓集團を主たる統軍對象としていたものと想定されるのである。

以上、『宋書』長沙王道憐傳および檀祗傳に見える統軍權域記載内の「軍郡事」の周邊を考察してきた。いずれの場合も、無實土の橋郡や流民集團を統軍對象とするような状況下で「軍郡事」が現れていることを窺えたように思われるのである。

二、『宋書』劉敬宣傳に見える「軍郡事」

それでは、次に劉敬宣傳に見える「軍郡事」を検討してみよう。『宋書』卷四七劉敬宣傳に、

1、盧循逼京師、敬宣分領鮮卑虎班突騎、置陣甚整、循等望而畏之。遷使持節・督馬頭淮西諸軍、郡事・鎮蠻護軍・淮南安豐二郡太守・梁國內史、(冠軍)將軍如故。循既走、仍從高祖南討、轉左衛將軍、加散騎常侍。(傍點・筆者)

と見え、義熙六年(四一〇)、孫恩の殘党を率いていた盧循(范陽涿、孫恩妹婿)の建康進行が退けられた後、劉敬宣(彭城)は、使持節・督馬頭淮西諸軍郡事・鎮蠻護軍・淮南安豐二郡太守・梁國內史・冠軍將軍に任命されている。ちなみ

に、『宋書』卷四五向靖傳には、

2、(義熙) 八年、轉游擊將軍、尋督馬頭淮西諸郡軍事・龍驤將軍・鎮蠻護軍・安豐汝陰二郡太守・梁國內史、戍壽陽。

と見え、義熙八年に向靖(河内山陽)がほぼ同等の肩書きに就任して壽陽(壽春)に出鎮している。このことから、おそらく劉敬宣の場合も、すぐに中央軍武官の左衛將軍に轉任してしまつたが、本來であれば、壽春に鎮守する豫定であつたものと考えられる。ちなみに、この劉敬宣と向靖の肩書きは、就任する太守に若干の相違はあるが、豫州督將下の最前線駐屯部隊の長官が帯びるものである。

二つの督軍權域を比較すると、向靖傳では、「諸郡軍事」と記載されていることから、『宋書』において、そのほぼ同時期の督軍權域の記述に不統一性を認め得る。二つの場合、どちらも「淮西諸軍事」とあれば、非常に理解しやすいが、劉道憐の場合と同様に、そのようにはなっていないのである。向靖傳について言えば、いまだ敵地に位置し通常の郡政を行えないような地域「淮西」に「諸郡の軍事」という形で統軍權を設定するであろうかという疑問を覚えるが、いまここでは、向靖傳の如く記された理由について追及することはできず、劉敬宣傳において「諸軍郡事」と記載された要因について検討してみたい。

肩書き内でまず注目すべきは、劉敬宣が就任している太守・内史である。淮南郡、安豊郡の二郡太守、そして梁國內史を帯びている。淮南郡は、前章で確認した如く江南丹陽郡域の于湖に寄居する無實土の僑郡である。安豊郡の沿革はいささか複雑ではあるが、當時、少なくとも二地域に僑安豊郡が僑立されていたことはすでに前稿において確認した。

ここで言う安豊郡は、彼の出鎮豫定地の壽春との位置關係から推して、弋陽郡域ないしはその周邊域（江淮間）に僑在した僑安豊郡の太守を主として指していたものと推定される。當該僑安豊郡も義熙土斷時までは無實土の状態にあった。¹⁵ それでは、梁國內史の梁郡はどうであろうか。當該郡についてもすでに前稿において分析しているので、ここではその概要のみ述べるが、ここで言う梁郡は、東晉孝武帝の太元年間（三七六く三九六）に、壽春に僑置され無實土の状態にあったが、義熙土斷により當地に實土化したと推定される僑梁郡なのである。¹⁶

すなわち、いずれの太守・内史も無實土の僑郡のものであることが判明しよう。

それでは次に、督軍權域についても見てみよう。まず「督馬頭淮西諸軍郡事」の「馬頭」について、當該郡に關しても前稿で分析したが、重複を厭わず、ここでいま一度『宋書』卷三五州郡一徐州刺史・馬頭太守の項を挙げ、その概要を紹介しておきたい。¹⁷

馬頭太守、屬南豫州、故淮南當塗縣地、晉安帝立、因山形立名。領縣三。戶一千三百三十二、口一萬二千三百一十。去京都水一千七百五十、陸六百七十。

虞縣令、漢舊名、屬梁郡。流寓因配。

零縣令、晉安帝立。

濟陽令、故屬濟陽。流寓因配。

當該郡は、舊淮南郡當塗縣の地に、晉安帝の時に設立され、山の形によりこの名がついたことを傳えている。また所管縣を一瞥すると、虞縣は、舊豫州梁郡下に屬していた縣で、その「流寓」によって立てられた僑縣であり、また、零縣

は、舊冀州清河郡の屬縣であつて、こちらもその流民によつて僑立されたと推定される僑縣、さらに、濟陽縣もまた、舊兗州濟陽郡下にあつた「流寓」によつて立てられた僑縣であつたことが知られる。すなわち、もともと管轄郡を異にする流民から構成される馬頭郡が、彼ら僑民のために新立された新僑郡であることを確認し得るのである。

ただ、この際注目すべきなのが、馬頭太守の項に見える「晉安帝立」なる記載である。この馬頭郡は、義熙六年の劉敬宣、また同八年の向靖の肩書きにも見られる如く、義熙土斷以前にも存在している。このことは、當該郡が、義熙九年まで無實土の状態で存在し、この時始めて實土化した僑郡であつたことを示唆しているものと思われる。すなわち、劉敬宣の都督就任段階での馬頭郡は、舊淮南郡當塗縣に寄治していた無實土の馬頭郡であつたことを了解し得るのである。

では續けて、督「淮西」について一瞥してみよう。ここでは「淮西」とあることから、淮北の舊豫州域を主眼に入れていることはまず間違いないものと思われる。この時期、淮水以北の舊豫州域は、後秦の勢力下にあり、まだ東晉の版圖にはなかつた。

本來、淮水南岸の壽春に駐屯する豫定であつた劉敬宣にとつては、自らが據つて立つべき軍事基盤が敵地淮北にあることになつてしまつたため、それは、これから攻め込むことを想定した統軍権域の可能性が高い（義熙一二年に後秦討伐を実施）。加えて、この就任が義熙六年に南燕を討伐した後のことでもあり、その影響を受け北方より新たに流入してくる流民集團や、淮西地域にあつて東晉に内應する流寓集團が存在したことが推測され、この統軍域「淮西」は、そうした流寓集團を督軍権内に包摂することを意圖していたことが推察される。ただ、ここでは、こうした流寓集團以外に、前の劉道憐の事例では、都督権域記載内の「徐兗二州」と晉陵郡域上の無實土僑郡とがある程度對應する關係にあつたように、淮南に僑立された舊淮西の諸郡も、この劉敬宣の督軍権域に含まれていた可能性があるのではないだろうか。

もしかかる想定にあながち大過ないとすれば、その場合、いかなる僑郡がこの統軍権域に含まれることになるであろうか。このことを確認するには、まず劉敬宣の上級位置にある豫州西府の督將の都督権域を押さえておく必要がある。

義熙六年に劉敬宣が當該職に任命された際の西府督將は、劉毅（彭城沛）であった。劉毅は盧循に敗れ、この時建康にいたが、義熙八年四月の荊州刺史就任時まで、豫州刺史の任にあり、「都督豫州・揚州之淮南・歷陽・廬江・安豊・堂邑五郡諸軍事」の督軍權および宣城郡のそれをも帯びていたものと推察される。¹⁸この統軍権域の内、歷陽郡、廬江郡、宣城郡の三郡は實郡、淮南郡は、前述の如くこの時期においては無實土の僑郡である。安豊郡は、ここでは、「揚州之」に含まれていることから、揚州に隸屬した尋陽郡僑在の無實土の安豊郡を主たる對象としていたものと思われる。堂邑郡は、建康に寄治した、こちらも無實土の僑郡であった。¹⁹都督権域には、「豫州」とあり、基本的に全豫州下に影響力を有し得たことを窺える。また、都督権域に組み込まれた具體名のある實郡の位置および無實土僑郡の寄治の所在から考えると、この時の豫州督將である劉毅の軍事基盤が、舊揚州域内にあたる建康西南の長江沿岸の實郡、および丹陽郡域・尋陽郡域僑在の僑郡を中心に構成されていたことをも知り得よう。

なお、江州境域に寄治した豫州の汝南・新蔡・潁川・西陽の所謂豫州四郡は、江州刺史の統軍権域に入ることが多く、この時も江州刺史の何無忌（東海郟）の下にあった。²⁰

そうすると、この時、敬宣の「淮西諸軍郡事」に含まれる可能性のある舊淮西所在の僑郡は、汝南・新蔡・潁川以外の郡ということになろう。

すなわち、この時期であれば、壽春に寄治していたと推定される前述の僑梁郡、合肥に寄治していたと推察される僑汝陰郡、居巢東南に寄居していたと考えられる僑譙郡が挙げられる。これらの僑郡は義熙土断までは無實土の状態にあったと想定され、劉敬宣が督軍した「淮西」には、新たに淮西より流入した流寓集團や、淮西地域で東晉に呼應するそれ

らだけではなく、出鎮地の壽春に僑在した梁郡（梁郡はその内史でもある）や合肥の汝陰、居巢東南の譙郡などの江北淮南域僑在の舊淮西の諸郡までも含まれていたものと推測されるのである。²²⁾

以上、この劉敬宣の肩書きに見えた督軍權域および太守・内史が、いずれも無實土の僑郡と深く關係していることが改めて了解されたと思う。そしてこのことが、統軍權が「馬頭淮西諸軍、郡事」と記載されることになった要因であったように推察されるのである。

ところで、劉敬宣傳にはいま一つの「軍郡事」が見えるので、ここで併せて一見しておこう。その督軍權域は前述のそれとは異なっている。それは、劉裕南燕討伐後の新領域と關わっている。『宋書』劉敬宣傳1のその後の記述に、

3、（劉）毅出爲荊州、謂敬宣曰、「吾忝西任、欲屈卿爲長史・南蠻、豈有見輔意乎。」敬宣懼禍及、以告高祖。高祖笑曰、「但令老兄平安、必無過慮。」出爲使持節・督北青州軍、郡事・征虜將軍・北青州刺史、領清河太守、尋領冀州刺史。（傍點・傍線・筆者）

と見え、義熙八年四月の劉毅の荊州赴任後に、使持節・督北青州軍郡事・征虜將軍・北青州刺史、領清河太守に就任し、續けて、冀州刺史を授けられている。この肩書きは、義熙六年の南燕討滅後の新領域のものである。まず、刺史・太守から見てみよう。

刺史となった北青州については、「北」字をとめない、明らかに先に述べた僑青州とは區別している。『晉書』卷一五地理下青州條には、

慕容超移青州於東萊郡、後爲劉裕所滅、留長史羊穆之爲青州刺史、築東陽城而居之。自元帝渡江、於廣陵僑置青州。至是始置北青州、鎮東陽城、以僑立州爲南青州。

とあり、『宋書』卷三六州郡二青州刺史の條には、

青州刺史、治臨淄。江左僑立、治廣陵。安帝義熙五年、平廣固、北青州刺史治東陽城、而僑立南青州如故。

と見え、北青州が南燕討伐後に立てられたことを傳えている。なお、南燕討伐時、ほぼ勝敗の決着がついた義熙五年七月に劉裕は「北青・冀二州刺史」を加えられており、『宋書』州郡志の言う「義熙五年」とはこの時のことと考えられる。²³ ちなみに、この青州の屬郡を『宋書』州郡志と『晉書』地理志とで比較してみると、後者に記載されながら前者に見られない郡がある。それは城陽郡である。その消滅の経緯については不明であるが、『宋書』州郡志の記載から、舊城陽郡民の多くが晉陵郡域に流入していたことを確認し得、このことがその後の城陽郡の存続に影響したものと推察される。²⁴ また前者に新たに加わった屬郡も見られる。それは舊并州下の太原郡である。『宋書』卷三六州郡二青州刺史・太原太守の項には、

太原太守、秦立、屬并州。文帝元嘉十年、割濟南・泰山立。

とあり、また、所管縣の太原令の項には、

太原令、晉安帝義熙中土斷立、屬泰山。

とあつて、さらに、『宋書』卷三五州郡一兗州刺史・泰山太守の項には、

泰山太守、漢高立。永初（二年・四二二）郡國（志）又有山荏、別見。萊蕪、漢舊名。太原本郡、僑立此縣。三縣、而無鉅平縣。今領縣八。

と見える。これら三つの記事を総合すると、もともとこの北青州域には并州太原からの流民が存在していたのであろう。そして、「晉安帝義熙中」とあるが、おそらく義熙土斷に際して、縣として實土化され、鄰接する兗州の泰山郡に所屬することになったものと推定される。その後、宋文帝の元嘉十年（四三三）になって、青州濟南郡と兗州泰山郡の一部を割き、新たに郡として格上げされ太原郡が實土化されたものと了解し得る。すなわち、劉敬宣が北青州刺史に就任した義熙八年段階、當該地域には後の太原郡の母體となる該郡からの流民集團が僑在していたことを確認し得るのである。²⁵ また、もとのからの屬郡の北海郡についても、『宋書』卷三六州郡二青州刺史・北海太守の項に、「寄治州下」とあり、所管縣の都昌令の項には、「都昌令、漢舊縣。寄治州下、餘依本治」とも見えるように、「寄治」とあつて、舊郡の北海郡ですらその一部が流寓状態にあつたことを窺えるのであり、その他の北青州下の舊郡についても、當時通常の郡政を行えたかは甚だ疑わしい状況にあつたことが推測されるのである。

なお、太守となつた清河郡は、もともと冀州の屬郡であるが、『魏書』卷一〇六地形志中齊州・東清河郡の項に原注も附して、「東清河郡 劉裕置、魏因之。治盤陽城」とあり、この清河郡が、晉陵郡域上僑在の僑清河郡とは別の、南燕討

伐前後に新たに冀州清河方面から流入した流寓集團を基に新設された、おそらくは當初無實土の状態で置かれた僑郡であったことが推知される。²⁶⁾そして、その後の北討に備え、さらに冀州刺史が加えられたものと考えられるのである。この冀州刺史は、廣陵郡域上と晉陵郡域上に僑在した僑冀州²⁷⁾と云うよりは、前述の北青州の新立と同時に立てられた北方の冀州を主たる対象としているものと推察される。²⁸⁾

そうすると、「督北青州軍郡事」もまた、新立の北青州域に僑在した舊并州や舊冀州などからの流民集團や、それらからなる無實土の僑郡、そして常態にはない舊郡ないしはそこから発生した流寓集團などを統軍対象とした實情を反映した表現であったことを窺知し得るのである。

以上、『宋書』劉敬宣傳に見える「軍郡事」を検討してきた。その結果、いずれの場合も、第一章で取りあげた長沙王道憐傳や檀祗傳の場合と同様に、無實土の僑郡ないしは流民集團を主要な統軍対象とするような状況下でこの「軍郡事」が出現することを改めて確認し得たように思われるのである。

結びに代えて

これまで二章にわたって、「軍郡」のいま一つの事例である都督以下の統軍権域記載内に現れる「軍郡事」を検討してきた。その結果、「軍郡」を含むこの「軍郡事」なる表現が、主として無實土の僑郡ないしは流寓集團をその統軍対象とするような状況下で出現することを明らかにした。

前稿では、「軍郡如故」「復前軍郡」の事例にあっては、その「軍郡」が無實土の僑郡をあらわしており、そのことから、各事例内の「軍郡」がその郡太守を表現していたことを突きとめた。本稿では、統軍権域記載内に出現する「軍郡

事」を検討した譯であるが、ここでの場合は、無實土の僑郡のみに限定こそできないが、やはりその督軍域には主として無實土の僑郡が深く関わっており、この「軍郡事」が、流寓の状態にあつて軍政と民政とを截然と系統分けできぬ集團を主にその統軍対象とする状況下で現れていることを推察し得た。

ところで、前稿では、「軍郡」なる呼稱が、當時の無實土僑郡下僑民の軍事的な重要位置と密接なる關係を有していたことから現れたことを推測的に指摘した。この點について、今回の「軍郡事」の検討結果とともに改めて考え併せてみると、かかる「軍郡」なる呼稱が、この無實土僑郡の軍事的な位置に關わる問題だけではなく、いま述べたことも關わるが、もともと、無實土の僑郡をはじめとした通常の郡縣とは異なる、統治に際して軍民が渾然一體となるような同質の集團をあらわすところから出現したものであったことも新たに推知し得たように思われるのである。

また、興味深いことに、義熙年間に出現したこの「軍郡」を含む「軍郡事」という督軍權域記載内の記述は、義熙九年の義熙土斷以降においては、まったく史乘に見出せなくなる。この點は、前稿で分析した「軍郡如故」「復前軍郡」などの事例が、晉陵郡域では義熙土斷以降においても一例見られたのに對して、于湖を中心とした丹陽郡域では絶えて検出し得なくなる現象と若干異なりはするが、義熙土斷を大きな轉換點とするこのことは、「軍郡事」なる表現が、單なる偶然的な産物ではなかったことを強く示唆している。

その際、東晉末を記録した史書としては『晉書』を看過してはならず、『晉書』にも當然「軍郡」および「軍郡事」の事例のあることが想定されるが、實際は、『晉書』のなかにそれらを確認することはできない。また、『晉書』の官職記載にあつては、督軍權部分の末尾の記載はそのほとんどが「諸軍事」ないしは「軍事」となっている。このことについては、その正史の編纂時期の問題が關係しているものと考えられる。周知の如く、『晉書』は唐代初期に編纂された正史である。おそらく、編纂に携わった唐初の人々のなかには、「軍郡」およびそれと關わる「軍郡事」についての理

解は欠如していたのであろう。彼らにとっては、「諸軍事」ないしは「軍事」で十分であったのである。その點、前稿で検討した事例も含めれば、「軍郡」および「軍郡事」が残存するのは『宋書』および『南齊書』だけであり、それらの撰者である沈約（吳興武康）と蕭子顯（蘭陵、南齊豫章王嶷第八子）は、前者は宋代から梁代にかけて、後者は南齊代から梁代にかけてを生きた同時代人達であつて、「軍郡」の實態をなお認識していたのではないだろうか。ただ、『宋書』と『南齊書』のその後の傳寫の過程で、そうした記述の多くは過誤として書き改められていったものと思われる。『宋書』と『南齊書』内に現存する「軍郡」および「軍郡事」の事例は、そうしたなかで辛うじて残つたものであつたと推測されるのである。⁽²⁹⁾

それでは、かかる「軍郡事」なる記述が、義熙土斷以降見られなくなるのはなぜなのであろうか。話をこの問題に戻すと、それについては、義熙土斷が州鎮體制の再編を合意した政策であつたことと深く關係しているように思われる。

義熙土斷における豫州督將下の領域における僑州郡縣の實土化の様相はすでに前稿で見た。⁽³⁰⁾ また、義熙土斷以の際、晉陵郡域上の無實土僑郡はなお無實土とされたが、一方で行政區分の整理は進められ、廣陵郡域においては實域を有する山陽郡、海陵郡、盱眙郡、鍾離郡などの新立郡が立てられるなど、北府督將と關わる地域においても實土化を意識した施策が行われることになる。⁽³¹⁾ 前述した新領地の北青州域においても、「安帝義熙中土斷」なる記述が見られたことから、當該土斷による僑太原縣の實土化を想定し得た。北青州全域ではなく一部ではあるが、そこには確かに實土化の方向性を看取し得たのである。

義熙土斷では、土斷史上はじめて大々的に實土化土斷が實施された。もちろんこの實土化を全版圖一律に行うことはもとより不可能なことであり、實土化の改革はそれぞれの地域の状況などに應じて徐々に進められることになるが、當該土斷では、この實土化の方針が確かに各地域で示されることになったのである。このいままでとは異なる土斷實施の

背後には、東晉的な無實土の僑州郡縣に基づいた非常時的な州鎮體制を改め、土着化に主眼を置いた編戸齊民的支配に基づく州鎮體制への方向の轉換を圖る意圖が存したものと想定される。義熙土斷は、そうした改革の手始めとして位置づけられるが、この劉裕の州鎮體制の再編と「軍郡事」が史乘から姿を消す現象とが密接に關係し合っていたことが推察されるのである。³²⁾

なお、今回検討した「軍郡事」については、あるいは近世以降を見据えた制度史的視點、すなわち、督軍權内における軍事と郡事の管轄の別の發生と展開といった側面からも考えてみる必要があつたかもしれない。ただ、これら「軍郡事」なる記述が現れるのが、義熙年間にほぼ局限されることから、かかる問題の検討を非常に困難なものにしている。

注

- (1) 拙稿「義熙土斷における劉裕の政治的意圖——僑豫州および僑淮南郡の實土化をめぐる——」、『東洋史研究』第七十七卷第一號、二〇一八年。
- (2) 坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年。
- (3) ちなみに、この時、輔政の任にあたる太尉・都督一六州（揚徐兗豫青冀幽并江荆司梁益寧雍涼）諸軍事・揚徐二州刺史の劉裕が、都建康にあつて、道隣の上級位置に存した（『宋書』卷一・二武帝紀）。
- (4) 僑兗州と僑青州については、『晉書』卷一四地理上兗州條、『晉書』卷一五地理下青州條、『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史の條、同南兗州刺史の條、『宋書』卷三六州郡二青州刺史の條、および、安田二郎『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三年、第三編第十一章「僑州郡縣制と土斷」、胡阿祥『東晉南朝僑州郡縣與僑流人口研究』江蘇教育出版社、二〇〇八年、第二篇「東晉南朝僑州郡縣考表」第六章・第八章、參照。
- (5) 晉陵郡域上に僑在した僑州郡縣については、安田二郎前掲注（4）論文、參照。
- (6) 僑東海郡については、『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史・南東海太守の項に、
晉元帝初、割吳郡海虞縣之北境爲東海郡、立郟・胸・利城三縣、而祝其・襄賁等縣寄治曲阿。穆帝永和中、郡移出京口、郟

等三縣亦寄治於京。文帝元嘉八年立南徐、以東海爲治下郡、以丹徒屬焉。郟・利城竝爲實土。

とあり、當初、吳郡の海虞縣の北境を割いて一部實土化されたが、穆帝永和（三四五〜三五六）中に、京口に移され無實土化する。再び一部實土化するのは、元嘉八年（四三二）のことである。ここからも、この時期、橋東海郡が、京口に橋在していたことは間違いない。

また、橋樂陵郡・橋平昌郡・橋高密國、橋東海郡については、胡阿祥前掲注（4）書第二篇第七章・第八章、参照。

なお、橋樂陵郡については、『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史・南平昌太守・新樂令の項に、「二漢無、魏分平原爲樂陵郡、屬冀州、而新樂縣屬焉。晉江左立樂陵郡及諸縣、後省、以新樂縣屬此」と見え、後に新樂縣に集約・降格のうえ、南平昌郡下に編入されているが、安田二郎前掲注（4）論文は、それを義熙土斷時のことと想定している。

（7）前掲注（1）拙稿、参照。

（8）橋并州については、『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史の條、同南兗州刺史の條、および、安田二郎前掲注（4）論文、胡阿祥前

掲注（4）書第二篇第七章、参照。

（9）當該時期における事例については、例えば、『宋書』卷四七五孟懷玉傳附龍符傳、同劉敬宣傳、『宋書』卷四九劉鍾傳など、参照。かかる就任形態は、南朝以降もはっきりと看取し得る。南朝以降の無實土橋郡太守の就任形態については、拙稿「南朝宋齊時期の國軍體制と橋州南徐州」（『唐代史研究』第一三號、二〇一〇年）およびその別表「南朝宋齊時期南徐州無實土橋郡太守一覽表」を参照のこと。

（10）なお、この義昌郡について、胡阿祥前掲注（4）書第二篇第七章は、『宋書』長沙王道憐傳の記事から、その橋在の地を山陽ではないかと推測的に述べる一方、それが橋郡であるか否かについてはなお検討を要すると注記している。この見解は傾聴に値するが、本稿では、本文で述べた通り、義昌郡を江南の建康周邊もしくは晉陵郡域上に橋在した無實土の橋郡と考えた。

（11）ここで誤解を招かないように念のため補足しておく、橋民の基本的な所屬單位は橋縣である。ただし、政權側が彼ら橋民を把握する際は、縣レベルよりはむしろ數縣で構成された橋郡を重視していたように推察される。このことについては、様々な方面から傍証することができると思われる。ここでその一端を確認しておく、橋州郡縣を設ける際、まず諸橋郡縣を立て流民を統括し、然る後、橋州に所屬させたように見受けられる。例えば、『晉書』卷一五地理下・徐州條に、

元帝渡江之後、徐州所得惟半、乃橋置淮陽・陽平・濟陰・北濟陰四郡。又琅邪國人隨帝過江者、遂置懷德縣及琅邪郡以統之。是時、幽・冀・青・并・兗五州及徐州之淮北流人相帥過江淮、帝竝橋立郡縣以司牧之。

とあり、州よりもまず僑郡縣で流民を把握しようとする姿勢を看取し得るし、『晉書』卷一四地理上・豫州條には、

元帝渡江、以春穀縣僑立襄城郡及繁昌縣。成帝乃僑立豫州於江淮之間、居蕪湖。

とあって、豫州の僑立よりも早くに（舊豫州）襄城郡繁昌縣の流民に對應して、いち早く僑郡縣が立てられていることもこのことを傍証しよう。僑州よりも僑郡が流民の統括にとつて重要な単位であつたことを窺知し得るように思われるのである。

永嘉の亂後における廣陵郡の狀況については、拙稿「廣陵の高崧とその周邊—六朝南人の「様相」—」（静岡大學人文社會科學部人文論集』第六三號の二、二〇一三年）を参照。

(13) 廣陵郡域上の無實土僑郡については、安田二郎前掲注（4）論文、参照。

(14) 堂邑寄居の僑秦郡については、『晉書』卷一四地理上雍州條、『宋書』卷三五州郡一南兗州刺史・秦郡太守の項、参照。

(15) 前掲注（1）拙稿。

(16) 前掲注（1）拙稿。

(17) 前掲注（1）拙稿。

(18) 『晉書』卷一〇安帝紀、同卷八五劉毅傳。『宋書』卷一二武帝紀。

(19) この劉毅の督軍權域に見える安豐郡、堂邑郡などの詳細については、前掲注（1）拙稿、参照。

(20) 『晉書』卷八五何無忌傳。

なお、豫州四郡については、安田二郎前掲注（4）論文、参照。

(21) 僑譙郡および僑汝陰郡については、前掲注（1）拙稿、参照。

(22) ちなみに、こうした觀點から考えれば、前章史料³に見えた劉道憐が有した「督淮北軍郡事」の統軍對象についても、そこに江北淮南域に無實土で僑在した舊淮北の諸郡も含まれていた可能性は十分にあるように思われる。

なお、もし以上の本文考察のように考えることができるならば、結果としては、向靖傳の督軍權域の如く、「淮西の諸郡の軍事」と記されていても意は通ずるのかもしれない。ただ、この向靖傳の記述は、『宋書』傳寫の歴史のなかで、修正が加えられていった結果のそれではないかと推測している。

(23) 『宋書』卷一武帝紀義熙五年七月の條。

(24) 『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史の條によれば、宋代には、西晉時に城陽郡の屬縣であつた莒縣と姑幕縣は南徐州下南東莞郡の所管縣となつており、舊城陽郡民の多くが晉陵郡域に流入していたことを知り得る。

(25) この并州太原からの流民に關して附言すれば、あるいは、當初彼らを基に太原郡が僑立されており、その後、義熙土斷時にそれが縣に降格のうえ實土化された可能性もあるように思われる。

(26) 北青州に僑立の清河郡については、胡阿祥前掲注(4) 書第二篇第七章、参照。

(27) 僑冀州については、『宋書』卷三五州郡一南徐州刺史の條、安田二郎前掲注(4) 論文、胡阿祥前掲注(4) 書第二篇第七章、参照。

(28) ちなみに、『宋書』卷三六州郡二冀州刺史の條に、「江左立南冀州、後省。義熙中更立、治青州、又省」とあり、ここで「義熙中更立、治青州」と言う冀州が、この時新たに立てられたそれにあたるものと思われる。

(29) ちなみに、「軍郡事」について附言すれば、『南齊書』卷五九氏傳に、「太祖(蕭道成)以(楊)文弘背叛、進(楊)廣香爲持節・都督西秦州刺史。廣香子北部鎮將軍郡事昉爲征虜將軍・武都太守」なる記述がある。この「北部鎮將軍郡事」が如何なる職であったかについては不明である。本稿で検討した「軍郡事」との關係性については確認しようもないが、氏族の統治に關わる官職と考えられ、常態にはない特殊な狀況下で現れた「軍郡事」ともあるいは通底する性格を有しているかもしれない。

(30) 前掲注(1) 拙稿。

(31) 晉陵郡域および廣陵郡域における義熙土斷の實施狀況については、安田二郎前掲注(4) 論文、参照。

(32) 前掲注(1) 拙稿、参照。

なお、義熙九年の土斷後、劉裕が後秦を滅ぼした後に、劉道憐は再び北府督將に任じられているが、『宋書』同傳には、

高祖平定三秦、方思外略、徵道憐還爲侍中・都督徐兗青三州揚州之晉陵諸軍事・守尚書令・徐兗二州刺史、(使)持節・(驃騎)將軍如故。元熙元年(四一九)、解尚書令、進位司空、出鎮京口。(傍點・筆者)

とあり、その都督權部分の末尾の記載は、「諸軍事」に變化している。

附記

「軍郡」の問題について考究を進めるなかで、かつて孫正軍および海野洋平兩氏より貴重なご意見を賜った。ここに記して謝意を表します。